

北海道立文書館規模縮小問題への取り組みについての総括

2006年4月15日

北海道史研究協議会
北海道歴史研究者協議会
北海道文化財保護協会
合同検討会

北海道史研究協議会(道史協)・北海道歴史研究者協議会(道歴研)・北海道文化財保護協会(文化財保護協)三者は、北海道立文書館規模縮小問題への取り組みについて、以下の通り総括する。

1. 文書館規模縮小問題について

道の行財政改革の中で、北海道立文書館の規模縮小、組織改編、人員削減が図られた。この状況に対し、道史協・道歴研・文化財保護協三者及び関係団体は、文書館の機能を保持し、利用者の利便が損なわれることのないよう、道及び道議会に要望し、広く道民に訴えた。

2. 取り組みの主体

北海道史研究協議会(会長田端宏)、北海道歴史研究者協議会(代表委員追塩千尋)、北海道文化財保護協会(会長舟山廣治)及びこの取り組みに賛同した関係団体

3. 取り組みの期間及び経過

(1) 期間

2005年6月～2006年4月

(2) 主要経過

<2005年>

- 日道は、「平成17年度における組織機構・定員管理等に関する取扱方針について」を策定。民間開放の具体的な検討対象業務として、「文書館の管理運営」を挙げる。
- 6月5日 道史協総会において文書館業務縮小に対し取り組みの提起があった。これにより、文書館問題検討チームを発足させる。
- 7月 - 日道立文書館は、「北海道立文書館のあり方について ～歴史遺産を未来に伝えるために～」(案)を策定。
- 8月8日 道史協常任幹事会において、文書館業務縮小問題について道に意見書を提出することが提案される。文書館問題検討チームは、道歴研との連名による要望書提出の準備を進める。10月3日 常任幹事会で要望書文案を了承。
- 10月11日 道史協・道歴研、知事宛「北海道立文書館の事業縮小問題についての要望書」を吉沢慶信副知事に面会して提出。
- 12月18日 付け道議会宛「道立文書館の規模縮小についての要望書」の提出のお願い」を諸団体に送付(12月20日発送)。
- 12月22日 道史協・道歴研・文化財保護協、知事宛「北海道立文書館の維持存続についての要望書」を吉沢慶信副知事に面会して提出。

<2006年>

- 1月10日、道史協・道歴研・文化財保護協、道議会議長宛に「道立文書館の規模縮小についての要望書」を提出。
- 2月 - 日道は、「民間開放推進計画」(平成17～21年度)を策定、文書館について「公文書館法に定める機能を維持するため、道の直営を基本とするが、より効率的な執行体制とするため、本

庁に機能を移管したうえで、出先機関としては平成18年度に廃止する。」と決定。

3月17日、福原賢孝議員・大橋晃議員、道議会予算特別委員会第一分科会で文書館事業縮小問題について質問。

4月1日、文書館には、文書館の組織は、総務部人事局法制文書課文書館となり、館長(課長級)が発令され、総括文書専門員以下の職員は定数11名となる。

4.取り組みの内容

(1)知事宛要望書の提出及び副知事への申し入れ

「北海道立文書館の事業縮小問題についての要望書」(2005年10月11日)

「北海道立文書館の維持存続についての要望書」(2005年12月22日)

各回における副知事への申し入れ及び副知事発言については、[別記1]の通り。

(2)道議会議長宛要望書の提出及び提出団体の賛同よびかけ

「「道立文書館の規模縮小についての要望書」の提出のお願い」(2005年12月18日)。最終的に55団体が提出。団体名は、[別記2]の通り。

「道立文書館の規模縮小についての要望書」(2006年1月10日)

(3)文書館規模縮小に反対する理論的整理

文書館規模縮小に反対する理論的整理を行うため、「道立文書館の設置経過と規模縮小の問題点について」を作成し、道議会議長宛要望書に参考資料として付す。

(4)道議会の審議の実現及び審議の傍聴

2006年3月17日、道議会予算特別委員会第一分科会において福原賢孝議員・大橋晃議員の質疑があった。関係者5名が傍聴した。質疑内容は、[別記3]の通り。

(5)道立文書館運営協議会委員への要請

2005年10月11日知事宛要望書、2006年1月10日道議会議長宛要望書等の写しを道立文書館運営協議会会長に提出し、道立文書館から各委員へ周知することを要請する。

(6)報道機関への報道要請、寄稿

要望書提出活動について、北海道新聞、毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、苫小牧民報などに報道された。とくに、道新夕刊2006年1月25日(水)には「道立文書館規模見直しへ」が4段記事で掲載された。

田端宏「道立文書館創立20周年、高い専門性 業務削減は慎重に」(北海道新聞夕刊2005年8月30日(火))が掲載された。

鈴江英一「道行政 記録し保存、検証が必要。役割担う道立文書館。改革の渦中、独立機能守れるか」(北海道新聞夕刊2006年2月8日(水))が掲載された。

一連の要望書提出活動が文書館、図書館関係のホームページ「Archivists in Japan」「北の図書館5人の会」「Daily Searchivist」に掲載された。

(7)所属会員への周知

道史協、『会報』第77号(2005年12月20日)に2005年10月11日知事宛要望書を同封。

文化財保護協、『文化情報』第285号(平成18年1月)に鈴江英一「道立文書館事業縮小問題で、知事宛要望書」を掲載。

道史協、『通信』(2006年2月25日)に、「文書館問題について」を掲載。

道歴研、『道歴研年報』第6号(2006年3月24日)の「時評」に「道立文書館の規模縮小問題について」を掲載。

5.取り組みの評価

(1)当初の取り組み

文書館の事業縮小問題は、道が財政危機を乗り切るために進めてきた組織機構の見直しの一環であった。文書館が民間委託の対象とされ、文書館自体もスリム化に対処するため、文書館の機能中、私

文書に関する事務(調査、収集、整理、保存、利用、現地保存への指導など)を切り捨てる方針を立てた。当初の取り組みは、民間委託、私文書切り捨ての方向を懸念して、利用者として反対の意思表示を行うところにあった。このため道史協では、文書館運営協議会委員などからも事情を聴取し、田端宏会長が北海道新聞へ寄稿し道民に広く訴えるとともに、道歴研と共同して文書館の事業縮小について第1回の知事宛要望書の提出をおこなった。

(2)道議会への取り組み

2005年11月段階では、道が全庁的に出先機関を廃止する、人員の大幅削減を図る考えであり、文書館の規模も大幅に縮小されることが明らかになった。これに対して、道史協・道歴研・文化財保護協は、関係団体の署名を募って、道議会に連名の要望書を提出するよびかけを行うとともに、再度、知事に要望書を提出した。道議会では予算特別委員会で二人の議員から、道側の計画をただす質問が行われた。

(3)文書館に対する道の処置

道の処置は、「新たな行財政改革の取り組み」によれば、文書館の組織を見直し、「公文書館法に定める機能を維持するため、道の直営を基本とするが、より効率的な執行体制とするため、本庁に機能を移管したうえで、出先機関としては平成18年度に廃止する。」とするものであった。

また「平成18年度本庁組織機構体制(道案)」では、総務部の「改正内容」の中で「部出先機関の文書館を廃止し、法制文書課内に文書館を設置」としている。具体的には、予算委員会の質疑にあったように、文書館の定数19名を4割減の11名とし、文書館の管理部門を法制文書課に統合するという内容である。この場合、文書館設置条例は改編せず、文書館の基本的機能は残すというものの、組織上の位置は、課内室なみとなり、従来の業務遂行が困難な規模に縮小される。

(4)取り組みの成果

文書館が公の施設であるにもかかわらず、専ら道内部の議論のみで処置されようとしていることに対し、利用者の立場からの意見を道及び道民に訴え、規模・業務の縮小を抑えることが今回の取り組みの目的であった。これについては知事宛に文書館機能維持・存続の要望書を提出し、副知事に面談して具体的に問題点を直接指摘することが出来た。また文書館運営協議会委員にも問題の重大さを伝えた。これらは、田端・鈴江論文とあわせて文書館の機能変質、規模縮小を社会的に問題としたことになり、文書館の規模・業務の縮小問題を道内部の論議にとどめないという当初の意図は達成した。民間委託、私文書業務廃止への歯止めのため一定の発言をなし得たことになる。

さらに道議会への要望書提出によって、文書館の問題が知事部局内部を超えて論議すべき問題として提示することが出来、議会の審議を通して、文書館の意義・機能を道側に再確認させた。この要望書は道内外55の研究団体の意思を伝えるもので、文書館問題に対する関心の広がりを示した。新聞報道は、大きな記事にはならなかったが、問題の所在を道民に周知させた。また道史協・道歴研・文化財保護協は、それぞれ機関誌等で文書館問題を会員に周知し、課題を共有させた。

道議会要望書に添付した参考資料「道立文書館の設置経過と規模縮小の問題点について」は、歴史的価値判断、館長の権限、専門的職員の確保、道内のセンター的役割、道民等の意見反映の確保など、文書館が発揮されるべき機能を明確に示し、規模縮小に対する批判の論理を提示した。この資料は、田端・鈴江論文とともに、道議会での質問を理論的に支えた。今後、文書館の業務を支援する論理として参照されると思われる。

結果として、文書館は上記の規模となった。専任館長については、その地位が課長並みに低下したが、確保された。この点は一連の取り組みの成果として評価できる。

(5)達成できなかった諸点

一方、道の行政財政改革は、赤字再建団体転落阻止を名目に、否応なしに遂行されるという全体像があり、その中で文書館規模・業務の縮小問題であったことから、要望書などの影響はごく限定的にならざるを得なかった。出先機関としての廃止、定数半減、文書館の法制文書課組織への組み込み、館長の地位低下を阻止することは出来なかった。

もとよりこれらは外部の団体である道史協・道歴研・文化財保護協三者及び要望書署名の関係団体などが直接関与できることではない。当事者である道の首脳部、文書館が将来に亘って責任を負うべきものである。とくに文書館は、道内部に対し、また道民に対し自らの存在意義について理解を得るいっそうの努力を傾注すべきである。今回の文書館の改編及び三者を中心とする要望活動の成果を、文書館としても客観的に総括すべきであろう。

(6) 今後への展望

今回の要望活動を今後にどう活かせるかは、文書館長以下、今後の担当職員の努力と熱意にかかっている。開拓記念館、道立図書館に比較して手薄な文書館の人材確保は、参考資料でも指摘したように、今後いっそうの課題になると思われる。この点、文書館運営協議会の論議にも期待したい。

一連の要望活動は、当初は道史協単独の行動であったが、道歴研・文化財保護協との共同行動となった。道議会においては与野党を問わず理解者を得、報道機関の関心も呼び、訴える場を広げることが出来た。その意味でも現時点ではこれ以上望めない体制で臨んだといえる。

今後、開拓記念館の指定管理者問題への取り組みが予測される。今回の文書館問題への取り組みが一定の参考になるのではないか。道の行財政改革の中で生じている記念館、図書館、文書館の状況は各館個別の問題ではなく、北海道の歴史的資料、遺産をどう継続的に残し継承するかという全体的な問題として捉えなければならないといえる。そのような視点から、道や道教委に、また道民に広く訴える方策が必要となってくると思われる。

なお、一連の要望活動は、文書館策定の「北海道立文書館のあり方について」への批判を契機としてしており、その後も文書館側との連絡、調整など一切の連携なく行ってきた。この間の文書館の苦心も察せられないでもないが、相互に拘束されず取り組んだことによって、道民活動としての要望運動は広がりを持ったといえる。

6. 付記

(1) 検討(委員)会開催

第1回 2005年7月3日、第2回 8月27日、第3回 9月26日、第4回 12月8日、第5回 12月28日(道史協・道歴研合同)、第6回 2006年1月6日(三者合同拡大)、第7回 1月14日(合同)、第8回 1月24日(合同)、第9回 3月19日(三者合同拡大)

(2) 検討(委員)会参加者

北海道史研究協議会：田端宏会長、関秀志総務部長、川上淳幹事、谷本晃久幹事、鈴江英一文書館問題検討チーム委員(以上検討チーム委員)、佐藤京子幹事、大庭幸生幹事。

北海道歴史研究者協議会：白木沢旭児委員。

北海道文化財保護協会：舟山廣治会長

(3) 取り組みの記録の保存

文書・記録を保存する意義を訴えた一連の要望活動は、自らも記録を保存する必要がある。これは一連の活動の軌跡を残すことによって、将来の文書館のあり方を見守る際の指標となるからである。知事・道議会議長宛提出した各要望書写し、検討会の記録、主要経過、関係情報、その他資料などを集成し、道史協で保存する。

第 1 回文書館問題知事宛要望書の提出について

1.提出日時

2005年10月11日(火)9時55分より約15分

2.提出者

道史協 田端宏会長

道歴研 追塩千尋代表委員

元道議 舟山広治北海道文化財保護協会会長

道史協文書館問題検討委員 鈴江英一

3.道側面接者

吉沢慶信副知事

同席)角井由美子文書館長 ほか文書館員

4.面接の概要

(1)舟山元道議が今回面接の趣旨を述べた。

(2)提出者側が両団体の紹介と文書館との関わり及びそれぞれの自己紹介を行った。

(3)田端会長が、要望書を提出し、要望書の要点3点を説明した。

(4)吉沢副知事の発言

道財政はこれまでも厳しいことがあったが、今度は一番厳しい。赤字再建団体に墜ちることは避けたい。平成18,19年度で1,800億円を削りたい。短期的には事業の一時的中止、長期的には人件費の削減など大幅な人員削減を考えている。ある部分を聖域とすることは出来ない。文書館については、話は出ているが、正式にどうするか決めていない。機能はなくさないことでなお検討中である。道の予算規模が全体的にふくらんでいるので、歳入と歳出とが2割違う(歳出が多い)。小さい道庁を目指したい。

(田端会長の全体計画はいつ頃決まるかという質問に対して)大きな方向の枠組みとしては700億円削減したい。ただし、公務員は身分保障があるので、欠員不補充でいく。文書館の機能の重要性は認識しているので、機能をどうするか考えている。

(鈴江委員から文書館設立には道歴研などの働きもあった。道内部の考えだけで進めないで、広く意見を聞いてほしい、との要望に対し)皆さんの意見を聞いていきたい。

(このほか、提出者側から、文書館のような小さい所帯ほど予算の削減は、致命的になること、現在進行中の道州制、行政改革の文書を道自ら保存すべきでこれが文書館の重要な役割だと、指摘した。)

第 2 回「北海道立文書館の維持存続についての要望書」提出について

1.提出日時

2005年12月22日(木)午後2時30分より2時55分まで

2.提出者

道史協 田端宏会長

道歴研 白木沢旭児委員

北海道文化財保護協会 舟山広治会長

道史協 関秀志総務部長

道史協文書館問題検討委員 鈴江英一

3.道側面接者

吉沢慶信副知事

同席) 文書館員

4.面接の概要

(1)舟山会長から、前回要望書提出後、容易ならざる状況があると判断し改めて三者連名で要望する。行政の文書は基本である。文書館は江戸後期以来の文書を保存してきた。現在の文書も取捨選択して後世に伝える仕事をしている。それが出来る見識のある人を配置してほしい等要望書の提出趣旨を説明した。

(2)田端会長が、「北海道立文書館の維持存続についての要望書」を吉沢副知事に手渡した。

(3)吉沢副知事から、文書館の処置について説明があった。

- ・文書館の条例には手を付けない。組織は残す。閲覧室、展示室は維持する。
- ・文書館事務局は縮小する。法制文書課の文書管理グループとする。管理部門は法制文書課で行う。
- ・文書館事業は行う。事業の体制は基本的に維持する。館長は課長待遇となる。館長が兼任とするかどうかまだ決めていない
- ・道は、出先機関を廃止する方針である。大幅な人員削減をあわせて行う。その中で文書館を残そうとしている。文書館は特殊の組織と思うから、優遇している。対外的なところは残す。共通的な事務は削る。専門のスタッフは変わらない。
- ・今回かなり厳しい中で、現在の機能を残したい。理解願いたい。

(4)田端・舟山両会長、関部長、鈴江委員からは、おもに次のとおり指摘した。

- ・文書館長の存在は大事だ。文書管理規程が機能し、文書館に文書を移すことなど、文書館の主体性は館長によって維持されている。館長の格下げは反対だ。
- ・館としての独自の判断が発揮される体制が必要だ。
- ・館の独自性を維持することが重要だ。文書館は昭和30年代からみんなが声を挙げてオープンしたものだ。道立文書館は、全国の文書館界でもリーダー的存在だ。今回の処置は道内市町村にも影響が大きい。
- ・将来のため、骨組みと精神を残す必要がある。
- ・人員を削減するなら、道には館長・館員の質を向上・充実させる責務がある。
- ・文書館は大事な道政の基本線だ。機能を活かすために更に工夫を凝らしていただきたい。これまでの実績を尊重されたい。

[別記2]道議会議長宛要望書提出団体一覧

2006年1月10日提出40団体

北海道史研究協議会 会長 田端 宏
北海道歴史研究者協議会 代表委員 追塩 千尋
北海道文化財保護協会 会長 舟山 廣治
北大史学会 代表者 河内 祥輔
北海道教育大学史学会 代表 田端 宏
北海道歴史教育者協議会 全道研究委員長 平井敦子
北海道産業考古学会 会長 山田 大隆
北海道歴史研究会 会長 佐藤 栄一
北海道社会福祉史研究会 代表者 平中 忠信
北海道古文書解読サークル 代表 横井 清
北海道歴史教育研究会 代表者 坂口 勉

北海道・東北史研究会 代表者 田端 宏
北海道古文書研究会 代表者 田端 宏
松浦武四郎研究会 代表者 秋葉 實
南北海道史研究会 代表者 須藤 隆仙
郷土史同友会玉手箱 顧問 近江 幸雄
大野町文化財保護研究会 会長 木下寿実夫
室蘭地方史研究会 会長 山内 孝彦
石狩市郷土研究会 代表者 村山 耀一
札幌女性史研究会 代表 林 恒子
月寒史料発掘会 代表者 吉田 収
北広島郷土史研究会 代表者 大谷 義明
空知地方史研究協議会 会長 中野 尚幸
北海道教育大学岩見沢校文化人類学研究室

助教授 百瀬 響
月形町郷土史研究会 代表者 熊谷 正吉
治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟道北支部
支部長 吉原 成三
美瑛町郷土史料保存会 会長 福家 俊雄
王子製紙争議を語りつぐ女性たちの会 世話人
事務局 岸 伸子
十勝古文書研究会 会長 阿部富喜男
広尾町郷土研究会 代表者 山下 純一
大津・十勝川学会 会長 君 尹彦
陸別町郷土研究会 会長 佐々木春志
釧路地方史研究会 代表者 佐藤 宥紹
東北道馬産史研究会 会長 寺島 敏治
藤野家文書解読会 代表者 半田 一延
根室空襲研究会 代表者代理 細川 憲了
四国部落史研究協議会 代表者 井澤 武大
徳島地方史研究会 代表者 石尾 和仁
徳島の古文書を読む会 代表者 山本 彰一
芝原生活文化研究所・資料室 代表 辻本 一英

2006年1月30日提出9団体

アイヌ語地名研究会 会長 藤村 久和
日本建築学会北海道支部歴史意匠専門委員会代

表 伊藤 大介
治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟北海道本部
代表 外尾 静子
七飯町歴史館友の会 代表 高石 幸一
七飯町郷土史研究会 代表 石井 正剛
函館の歴史的風土を守る会 会長 清野 恒夫
函館産業遺産研究会 代表 富岡 由夫
上磯地方史研究会 代表 落合 治彦
社団法人 函館文化会 会長 関 輝夫

2006年2月7日提出3団体

天塩川流域史研究会 代表者 山崎 博信
名寄郷土史研究会 会長 山崎 博信
道南女性史研究会 代表者 酒井 嘉子

2006年2月21日提出2団体

北広島市郷土学習会 会長 久々湊 昭三
十勝文化会議郷土史研究部会 飛岡 久

2006年2月28日提出1団体

上富良野郷土をさぐる会 会長 成田政一

< 提出団体合計 55団体 >

[別記3]文書館問題道議会質疑記録

平成 18 年度第 1 回北海道議会定例会予算特別委員会第一分科会質疑要旨 (福原賢孝議員、大橋晃議員質問関係分)

日時：2006年3月17日(金)午後

場所：道議会第一委員会室

質問者：福原賢孝議員(民主党・道民連合)、大橋晃議員(日本共産党)

答弁者：原田淳志総務部長、秦博美法制文書課長

関係傍聴者：舟山廣治文化財保護協会長、田端宏道史協会長、関秀志道史協幹事、佐藤京子道史協幹事、鈴江英一道史協委員

< 福原賢孝議員質疑 >

福原) 道立文書館は、昭和 60 年、1985 年、北海道(庁)100 年を契機に設置され、20 年たった。幕末以来の公文書、私文書を収集している。執務資料を将来の史料として保存公開する任務を負っている。95 年は利用者は 100 万人を突破した。10 年経ったから 200 万人を突破していよう。情報公開とともに文書館の担う責任は益々重大だ。昨年、国立公文書館強化の為、福田康夫氏などが議員連盟を設立した。

道立文書館のスリム化は慎重にしてほしい。縮小は史料の保存や利用に支障を来すのではないかという声がある。知事、議員にも要請文が来ている。アーカイブズの話は話題に出てくる。文書館の役割について認識を伺いたい。

法制文書課長) 文書館は歴史資料を収集し、保存し道民の利用に供している。資料は(道民の)共有

財産、行政の説明責任を果たすものである。

福原) 行財政改革の資料も保存する必要がある。行政改革では、業務の効率ばかりが言われ、文書保存が危惧されている。

法制文書課長) 行政改革についても歴史資料収集基準、整理基準により適切な運用により保存している。

福原) 昭和 20 年～30 年の昭和の町村大合併では大量な公文書が散逸した。この度も危惧される。道内唯一の文書館が道内市町村にどのように指導性を発揮するのか。

法制文書課長) 歴史を検証する文書は 1 点のみのオリジナルで、残すことは重要である。国や道から市町村へ文書を送付している。文書館は講習会、広報誌、ホームページで、助言、指導に当たっている。

福原) 今後の文書館の業務執行体制は出先機関から法制文書課の内部組織となり、組織、職員が減少するという。適切な収集保存をし、利用者、市町村への助言が適切に出来るか。

総務部長) 道の機構簡素化の一部として出先機関を内部化した。管理職などを削減したが、文書館機能の維持は可能だ。今後とも適切に行っていききたい。

福原) 文書館の普遍的な役割がある。アメリカ合衆国公文書館の台座に刻まれているそうだが「過去の遺産は将来の実りをもたらす種子」という。大事な種子である過去の遺産を大事にすることは地域のアイデンティティでもある。今まで以上に、今後とも文書館が役割を果たすことを期待する。

<大橋晃議員質疑>

大橋) 文書館は、1985 年にオープンした。道民、研究者が利用されている。議会で、日曜日開館を質問した。20 年経った。広く道民の利用、研究の場になっている。どうなっているか。

法制文書課長) 閲覧室は土曜日に開いている。昨年 1 月から会社員、教員が半数である。利便性が高まった。

大橋) 独立の出先機関から課の中に入り、大幅縮小になる。館長、人員はどうなるか。

法制文書課長) 内部化によって、グループとして弾力的に運用を図る。管理職 3 名、一般職 5 名あわせて 8 名を削減する。館長は専任から兼任となる(註)。

大橋) 人数を削減し、課の中の組織となり、規模が縮小される。文書館は歴史的資料を保存、利用することを公文書館法により行う。行政現用文書を扱う法制文書課の中のグループで処理すると、歴史的判断が出来るか。行政と歴史と、行政的判断が優先されるのではないか。この認識はどうか。

総務部長) 収集基準により行う。組織形態に変更はない。

大橋) 収集は誰がやっても良いのではない。貴重な歴史、過去の史料だけでなく、道州制、財政立て直しプランが、20 年、50 年後どう評価されるか、歴史的判断がされる。いまの価値判断でやるのではない。縮小については舟山元議員、関係者が傍聴している。慎重にされたい。

*いずれ道議会事務局は正式に質疑の記録を作成公表すると思いますが、とりあえず骨子のみでもと思い、まとめておきました。質疑の文言をそのまま残すように記録しましたので、文脈がつかないところもありますがご容赦下さい。

(註)上記の会議後、福原・大橋両議員に対し次のような答弁修正が通知された。

平成 18 年 4 月以降の文書館の新体制について

1 予算特別委員会における質疑においては、館長は法制文書課長の兼職と答弁しましたが、課長職の専任館長が配置されることとなりました。

2 専門分野における体制強化を図るため、総括文書専門員を新設します。

(道史協文書館問題検討事務局鈴木記)